

平成28年度  
自動車局税制改正要望結果

平成27年12月  
国土交通省自動車局

# 平成28年度自動車局税制改正要望結果

## 1. 車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

車体課税の見直しについては、平成 27 年度与党税制改正大綱等に沿って、以下のとおり見直しを行う。

- ・ 自動車取得税については、消費税率 10%への引上げ時に廃止する。
- ・ 自動車税及び軽自動車税については、環境性能割において、事業用自動車や軽自動車の上限税率2%の維持や、重量車の特性に鑑みた燃費基準と税率の要件を設定することなどにより、現行の自動車取得税よりも負担の軽減を図るとともに、グリーン化特例を1年間延長する。

## 2. 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線(住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの)の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を 1 年間延長する。

## 3. その他

### (1) 新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し (自動車重量税・自動車取得税)

自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の対象に、平成 28 年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両を追加する。

## **(2) 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置〔独立行政法人自動車技術総合機構〕（法人住民税・不動産取得税等）**

独立行政法人改革等を進める中で、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を実現するため、自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所の統合時における、資産等の円滑な移管及び統合法人における確実な業務運営を図るために必要な所要の措置を講じる。

## **(3) 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長（固定資産税）**

事業者が取得する廃油処理装置等及びし尿浄化槽の沈下・浮上装置等に係る課税標準の特例措置を 2 年間延長する。

## **(4) 被災自動車等に係る特例措置の延長（自動車重量税）**

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成 23 年 3 月 11 日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置の適用期限を 3 年間延長する。

## **(5) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）**

東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置の適用期限を 3 年間延長する。

また、消費税 10%への引上げ時に自動車取得税が廃止され自動車税に取得時の環境性能割が導入された場合においても環境性能割を非課税とする。

## **(6) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長（所得税・法人税）**

東日本大震災被災により、①滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、②取得等をして被災区域内で事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等における特別償却（機械・装置等 24%、建物・構築物 12% 中小企業の割合）の適用期限を 3 年間延長する。

# 車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

○平成28年度の自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び延長、平成29年度の環境性能割の導入等については、以下の通りとする。

## <自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し>

乗用車のグリーン化特例については、以下の通り要件を見直した上で1年延長。

軽自動車及び中・重量車のグリーン化特例については、現行制度のまま1年延長。

### 【乗用車】

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準達成)	
2015年度燃費基準+20%達成 (2020年度燃費基準未達成)	▲50%
2015年度燃費基準+10%達成	

(H28.4~H29.3)

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 <b>+10%達成</b>	
2015年度燃費基準 <b>+20%達成</b>	▲50%

### 【軽自動車】

(H28.4~H29.3)

対象車	内容
電気自動車 等	▲75%
2020年度燃費基準 +20%達成	▲50%
2020年度燃費基準 達成	▲25%

### 【中・重量車】

(H28.4~H29.3)

対象車	軽減率
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	▲75%

<自動車取得税> 消費税率10%引上げ時に廃止する。

<環境性能割の導入> 現行の自動車取得税と比べて負担の軽減を実現。営業用車・軽自動車の上限税率は2%。

### 現行の自動車取得税税率(H27.4~H29.3)

### 環境性能割税率(H29.4~H31.3)

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5% 達成	+10% 達成	達成	+10% 達成	+20% 達成
乗用車	3%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
軽自動車	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%
営業用	2%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

	2015年度燃費基準			2020年度燃費基準		
	達成	+5% 達成	+10% 達成	達成	+10% 達成	+20% 達成
乗用車	3%		2%	1%		0%
軽自動車	2%			1%		0%
営業用	2%		1%	0.5%		0%

### 【重量車】

	2015年度燃費基準				
	未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成
自家用	3%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
営業用	2%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

	2015年度燃費基準				
	未達成	達成	+5% 達成	+10% 達成	+15% 達成
自家用	3%	2%	1%		0%
営業用	2%	1%	0.5%		0%

<環境性能割における各種特例措置の確保>

- 自動車取得税において措置されていた以下の各種特例を環境性能割においても措置する。
- 燃費性能等に応じて軽減された税率と各種特例の両方の適用が可能。

各種特例	内容
条例バス特例	条例に定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る環境性能課税を非課税
バリアフリー特例	バリアフリー車両について取得価額から100万円~1,000万円を控除
ASV特例	ASV装置を備える車両について取得価額から350万円(1装置)又は525万円(2装置)を控除

<平成29年度税制改正における検討事項>

【自動車税・軽自動車税】  
環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

【自動車重量税】  
自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

※現行エコカー減税については、H21年排出ガス規制Nox・PM10%低減車の税率を、環境性能課税については、H28年排出ガス規制適合又はH21年排出ガス規制Nox・PM10%低減車の税率を記載。

平成28年度

平成29年度

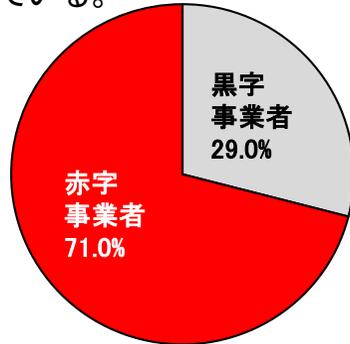
# 都道府県の条例に定める乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長 (自動車取得税)

地域住民の日常生活に不可欠な足としてバス路線を維持し、公共的使命を果たすとともに、高齢者や障害者をはじめとする誰もがアクセスしやすい公共交通機関としての役割の維持や環境にやさしい交通体系の構築を促進するためには、**老朽化した乗合バス車両の早期代替が重要**である。

・輸送人員の減少 ・景気低迷 ・燃料価格の高止まり 等  
⇒**バス事業者の経営は厳しい状況**

## 乗合バス事業者の収支状況

乗合バス事業者の**7割強**が赤字事業者となっている。



※平成25年度



車両  
代替  
を促進

路線維持

バリアフリー化

環境性能向上



車両価格1,700万円の場合  
自動車取得税【減税額】約31万円

## 要望の結果

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を平成29年3月31日まで延長する。

# 新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し(自動車重量税・自動車取得税)

自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税の対象に、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両を追加する。

## 施策の背景

○大気汚染状況について、大都市地域においても環境基準の達成を将来に向けて確実なものとするため、ディーゼル重量車に対して、平成28年排出ガス規制が導入されたところ。

○また、燃費性能についても、気候変動に関する平成32年以降の国際枠組を構築する動きがある中、地球温暖化対策として、今後も燃費の改善が求められている。

○このような中、税制上の特例措置を講じることにより、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制への適合と平成27年度燃費基準の達成の両立を促し、より環境性能の優れた自動車の普及を促進することが必要。

## 平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制

○窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の規制値を「0.7g/kWh」から「0.4g/kWh」に強化

規制物質	規制値【g/kWh】	
	平成21年 排出ガス規制	平成28年 排出ガス規制
一酸化炭素(CO)	2.22	2.22
非メタン炭化水素(NMHC)	0.17	0.17
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	<u>0.7</u>	<u>0.4</u>
粒子状物質(PM)	0.010	0.010

## 要望の結果

○自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税について、対象車両に平成27年度燃費基準を達成し、かつ、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両総重量7.5トン超のトラック・バスを追加する。

# 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（法人住民税・不動産取得税等）

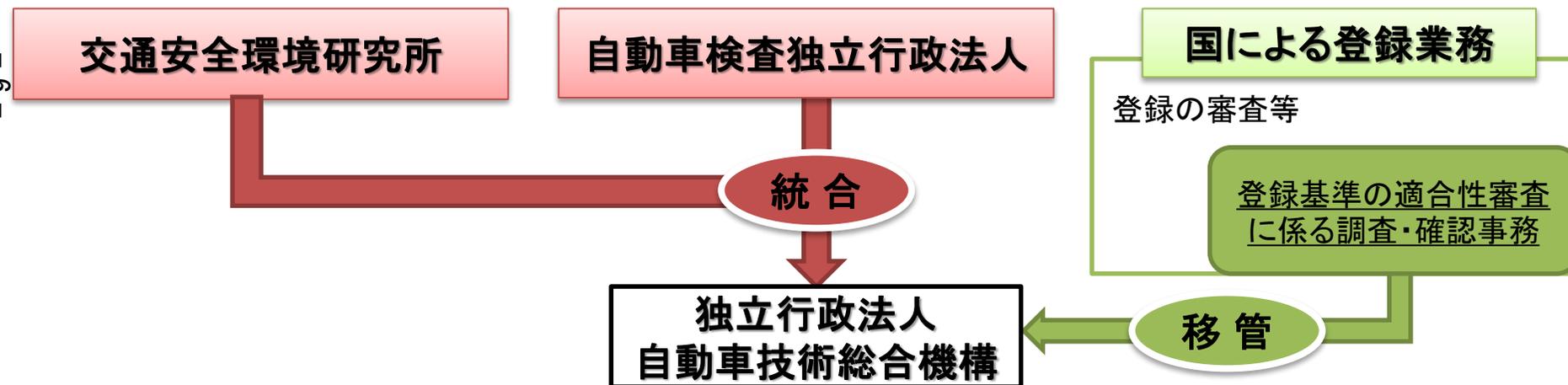
## 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）（概要）

### 【交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人】

- 自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所を統合する（統合時期は、平成28年4月とすることが行政改革推進本部決定（平成26年8月29日）に盛り込まれている）。

### 【自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定】

- 国の自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認に関する事務について、新法人へ平成28年度から段階的に移管する（平成30年度開始までに作業完了）。



## 平成28年度地方税改正要望の結果

- ・統合法人における確実な業務運営を図る上での措置（統合法人を非課税独立行政法人\*とする。）  
→法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税、都市計画税、鉦区税、特別土地保有税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税の非課税措置
- \*交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人は非課税独立行政法人として上記地方税の非課税対象となっている。

# 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

事業者が取得する廃油処理装置等及びし尿浄化槽の沈下・浮上装置等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- 公共用水域の汚濁を防止するためには、廃油処理装置等を設置する等の手段を講じることにより、排水基準に適合した効率的かつ確実な油水分離の実施や排水水質の改善等が必要。
- このため、事業者が取得する廃油処理装置等及びし尿浄化槽に対する税制上の優遇措置を講じることにより、引き続き事業者による廃油処理装置等及びし尿浄化槽の整備、維持を図ることが必要。

## 要望の結果

以下の施設に係る課税標準の特例措置の延長(2年間)

- 水質汚濁防止法に規定する「特定施設<sup>※1</sup>」を設置する工場又は事業場に新設する、廃油処理装置等
- 同法に規定する「特定施設」又は「指定地域特定施設<sup>※2</sup>」を設置する工場又は事業場に新設する、し尿浄化槽の沈下・浮上装置等

※1 廃油処理施設等のうち、①カドミウム等の有害物質を含む汚水・廃液を排出する施設 又は ②生活環境への被害を生じる恐れがある程度の窒素・りんを含有する等の汚水又は廃液を排出する施設  
※2 処理対象人数が201人～500人のし尿浄化槽のうち、東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の水質汚濁に関係のある地域に設置されるもの

## 【特例措置の内容】

■ 特例内容: 固定資産税の課税標準の特例:

(イ) 大臣配分又は知事配分資産 1/3

(ロ) その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

■ 特例期間: 平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)

### 船舶廃油処理施設



廃油処理施設は一般的に、受入設備、油水分離設備、回収油貯蔵設備、固形物処理設備、焼却設備、排水設備などで構成される。

### 廃油処理装置

#### 油水分離槽

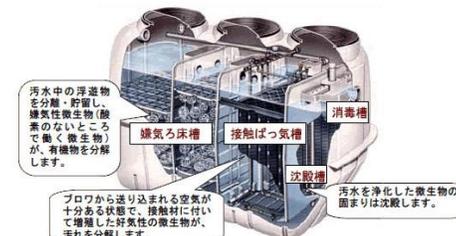


#### 排水処理装置



自動車の運行の安全に重要な部位(原動機、制動装置等)を取り外して整備(分解整備)を行う際に部品や下部洗浄を行うことにより廃油や廃水が生じる。

### し尿浄化槽



汚水中の浮遊物を分離・貯留し、嫌気性微生物(酸素のないところで働く微生物)が、有機物を分解します。

ブロワから送り込まれる空気が十分ある状態で、接触槽に付いて増殖した好気性の微生物が、汚れを分解します。

汚水を浄化した微生物の固まりは沈殿します。

# 被災自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税)

## 現状・課題

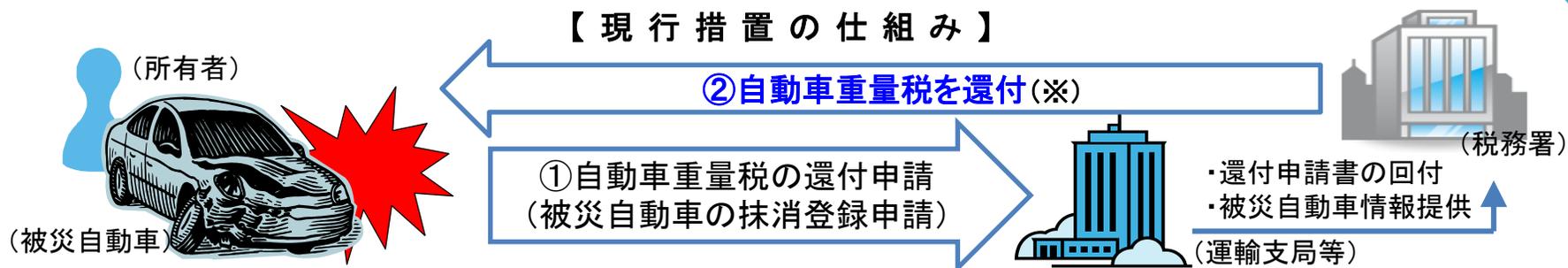
- 東日本大震災による津波被害等により、消滅、使用不能となった自動車(二輪車等を含む)が多数発生。
- これらの被災自動車は、自動車リサイクル制度に基づく解体ができず、廃車還付制度の適用を受けることができないケースも多いことを踏まえ、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置が創設(適用期限:平成28年3月31日まで)。

(注): 自動車を廃車する場合、適正に自動車リサイクルが行われれば車検残存期間に相当する自動車重量税の還付が受けられることになっている。

- 現在、被災自動車の処分は順調に進んでいるが、  
昨年度において平均して月50件程度の申請があったことから、福島県の警戒区域内で被災自動車が残存しており、今後も一定程度申請が続くことが見込まれるため、本特例措置により、引き続き、被災自動車の所有者の方の支援が必要。

## 要望の結果

- ◆ 震災により自動車に被害を受けられた方を確実に救済するため、**現行の特例措置を3年間延長**する。



$$\text{※還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

## 期待される効果

- 被災者の救済に万全を期すことを通じた、災害廃棄物処理への理解を含む復興支援の推進

# 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等 (自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

## 要望の結果

- 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例の適用期限を3年延長し、平成31年3月31日まで※とする。

※ 自動車重量税については、平成31年4月30日まで

## 特例の内容

- 東日本大震災により滅失等した被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、当該自動車等に係る車体課税について下記の特例措置を講じる。

税目		特例の対象	措置内容
自動車重量税	国税	平成31年4月30日までの間の最初の車検時	免除
自動車取得税	都道府県税	平成29年3月31日までの間に取得	非課税
自動車税		平成31年3月31日までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分(環境性能割(仮称)含む)	非課税
軽自動車税	市町村税		

# 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長(所得税・法人税)

## 要望の結果

- 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の適用期限を3年延長し、平成31年3月31日までとする。

## 特例の内容

- 平成31年3月31日までの間に、以下の①、②の場合、その取得価額の一定割合の特別償却ができる。

- ①東日本大震災により滅失し、又は損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合
- ②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合

- 対象の資産及び特別償却率は、下表のとおり。

被災代替資産等の種類	特別償却率	
	中小企業者等(※3)	その他法人
機械及び装置、船舶(※1)、車両運搬具(※2)	24%	20%
建物又は構築物(増築部分含む)	12%	10%

(※1)非自航作業船を除く

(※2)鉄道車両、小型二輪、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車を除く

(※3)中小企業者または農業協同組合等